

事 務 連 絡
令和5年9月27日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札
及び契約の I T 化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約の I T 化に関しては、別添 1 「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」（令和 4 年 6 月 14 日付け事務連絡。以下「令和 4 年事務連絡」という。）により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただくようお願いしたところです。

令和 4 年事務連絡においては、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（以下「当該取扱い」という。）を、「令和 5 年 9 月 30 日」まで認めることとしていることを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添 2 のとおり「令和 7 年 6 月 30 日」までに変更することとされました。

このため、令和 4 年事務連絡についても下記のとおり改正を行いますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて本事務連絡の周知をお願いいたします。

記

令和 4 年事務連絡（※ 2）中「令和 5 年 9 月 30 日」を「令和 7 年 6 月 30 日」に改める。

以上

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」（令和 4 年 6 月 14 日付け事務連絡） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（前略） （※ 2）電子メールによる取扱いについて （別添 2 参照） 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券（P D F 形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いた P D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和 7 年 6 月 30 日まで</u>認めることとしている。	（前略） （※ 2）電子メールによる取扱いについて （別添 2 参照） 保険会社又は受注者が、P D F 発行証券（P D F 形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券を開封する。 改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いた P D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。 なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和 5 年 9 月 30 日まで</u>認めることとしている。

事 務 連 絡
令和4年6月14日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約のIT化の推進について

公共工事の入札及び契約のIT化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において、公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和4年3月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者及び建設業者団体に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、令和4年5月9日より契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化の取組を行っており、各公共発注者に対して別添1～3の通り、今般の国土交通省における取組を周知するとともに、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組むよう通知しましたので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて周知をお願いいたします。

総行行第 1 6 4 号
国不入企第 1 8 号
令和 4 年 6 月 1 4 日

各都道府県担当部局長 殿

(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿

(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について

公共工事の入札及び契約の I T 化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。)において、地方公共団体の長を含む公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和 4 年 3 月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について、令和 4 年 5 月 9 日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い(※ 1)を別添 1 のとおり運用することといたしました。また、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添 2 に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い(※ 2)も認めることとしております。

各団体におかれましては、今般の国土交通省における保証証書等の電子化などの取

組も参考に、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、国土交通省は今般の保証証書等の電子化の運用に当たって別添3、4のとおり必要な規定等の改正を行ったところです。各団体におかれましては、公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組む場合には、必要に応じて契約規則等における規定の整備を実施するなど適切な対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（※1）電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて（別添1参照）

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業会社又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

（※2）電子メールによる取扱いについて（別添2参照）

保険会社又は受注者が、PDF発行証券（PDF形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF発行証券を開封する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。

事 務 連 絡
令和4年6月14日

各府省庁主管担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約のIT化の推進について

公共工事の入札及び契約のIT化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において、公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和4年3月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について、令和4年5月9日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い（※1）を別添1のとおり運用することといたしました。また、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添2に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（※2）も認めることとしております。

各府省庁におかれましては、今般の国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、国土交通省は今般の保証証書等の電子化の運用に当たって別添3、4のとおり必要な規定等の改正を行っておりますので、ご参考にお知らせいたします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本事務連絡の周知をお願いいたします。

(※1) 電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて (別添1 参照)

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業会社又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

(※2) 電子メールによる取扱いについて (別添2 参照)

保険会社又は受注者が、PDF発行証券(PDF形式で電子発行された保険証券等)を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF発行証券を開封する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。

独立行政法人、特殊法人等所管担当課長 殿

不動産・建設経済局建設業課長

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約のIT化の推進について

公共工事の入札及び契約のIT化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において、公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和4年3月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について、令和4年5月9日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い（※1）を別添1のとおり運用しているところです。また、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添2に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（※2）も認めているところです。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各課におかれては、今般の国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組むよう、所管法人に対しても本事務連絡の内容について周知をお願いいたします。

また、国土交通省は今般の保証証書等の電子化の運用に当たって別添3、4のとおり

り必要な規定等の改正を行ったところです。所管法人が公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組む場合には、必要な規定の整備などについて適切な対応を行うよう、周知をお願いいたします。

(※1) 電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて（別添1参照）

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業会社又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

(※2) 電子メールによる取扱いについて（別添2参照）

保険会社又は受注者が、PDF発行証券（PDF形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF発行証券を開封する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があるあらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。

事 務 連 絡
令和5年9月12日

大臣官房官庁営繕部 管 理 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北 海 道 局 予 算 課 長

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る
保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて（実施期間の変更）

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」（令和4年4月19日付け事務連絡）において示しているところであるが、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間を下記のとおり変更するので、適切に対応されたい。

記

記2中「令和5年9月30日まで」を「令和7年6月30日まで」に改める。

以上